

指定地域密着型サービス事業所

指定地域密着型介護予防サービス事業所

指定申請等の手引き

第1章 指定手続き等の概要	- 1 -
1 指定申請等窓口	- 1 -
2 地域密着型（介護予防）サービス事業所の種類	- 2 -
3 指定の要件	- 3 -
4 令和8年度指定申請スケジュール	- 3 -
5 指定の流れ	- 4 -
第2章 指定基準の概要	- 5 -
1 概要	- 5 -
2 事業者指定及び介護報酬等に関する主な関係法令等	- 6 -
◇ 従業者員数の考え方	- 7 -
◇ 従業者の勤務形態	- 7 -
◇ 就労形態のパターン	- 8 -
◇ 指定基準一覧表	- 9 -
◇ 指定基準上必要な研修	- 29 -
第3章 指定までの手続きの概要	- 30 -
1 申請申請について	- 30 -
2 添付書類作成の手引き	- 33 -
第4章 その他	- 37 -
1 指定後の手続き等	- 37 -
2 他法令の届出等	- 45 -

令和8年3月

いわき市保健福祉部高齢福祉課

本手引きの内容は、制度改正等に伴い、予告なしに変更することがあります。

第1章 指定申請の概要

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためのもので、原則として、その事業所所在地の被保険者だけが利用できるサービスであり、平成18年4月に創設されました。

この地域密着型サービスを提供する事業者となるためには、市町村の指定を受ける必要があります。

本書は、地域密着型サービスについて、本市の指定を受ける上で必要な手続き等についてまとめたものです。

※ 本市以外に所在する事業所が、本市の指定を受ける場合の手続きについては、本書とは異なりますので、高齢福祉課へご相談ください。

1 指定申請等窓口

指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に関する事前相談、指定申請書の提出、指定後の各種届出等に係る窓口は、いわき市保健福祉部高齢福祉課になります。

【担当窓口】

住 所 :いわき市平字梅本21番地 いわき市役所1階
担 当 課 :いわき市 保健福祉部 高齢福祉課 介護サービス整備係
電 話 :0246-22-7467(直通)
F A X :0246-22-7547
E-mail :koreihukushi@city.iwaki.lg.jp

2 地域密着型（介護予防）サービス事業所の種類

地域密着型（介護予防）サービス事業所の種類は次のとおりです。

地域密着型サービス	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	② 夜間対応型訪問介護
	③ 地域密着型通所介護
	④ 認知症対応型通所介護
	⑤ 小規模多機能型居宅介護
	⑥ 認知症対応型共同生活介護※
	⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護※
	⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※
	⑨ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
地域密着型介護予防サービス	⑩ 介護予防認知症対応型通所介護
	⑪ 介護予防小規模多機能型居宅介護
	⑫ 介護予防認知症対応型共同生活介護※

※注意

介護保険法において、地域密着型サービスのうち居住系のサービス（上記の⑥～⑧及び⑫）については、市の定める計画値を越える場合は指定しないことができるとしており、本市においては、「第10次いわき市高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）」に定めた整備計画に基づき事業所の指定を行います。

当該サービスの事業所指定にあたっては、公募等の手続により事業者を事前に選定した上で指定を行いますので、公募等で選定されていない事業者の方は指定を受けられませんのでご注意ください。（事業者の皆様が独自に整備されても、指定は受けられません。）

※ 本書において、居住系サービスの基準等は掲載しておりません。（第4章を除く。）

3 指定の要件

事業者の指定申請にあたり、介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項に該当する場合は、地域密着型サービス事業所の指定を受けられません。

【介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項の一部抜粋】

- ① 申請者が法人でないとき
- ② 申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、厚生労働省令で定める基準及び厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき
- ③ 申請者が、厚生労働省令で定める設備及び運営に関する基準に従って適正なサービス事業の運営をすることができないと認められるとき
- ④ 当該申請に係る事業所がいわき市の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき
- ⑤ その他、申請者が罰金の刑に処せられ刑の執行が終わらないもの、指定を取り消され5年を経過しない者、等

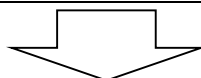
4 令和8年度指定申請スケジュール

事業所指定に際しては、介護保険法第78条の2第7項及び第115条の12第5項の規定に基づき、いわき市介護保険運営協議会地域密着型サービス部会より意見を聴取することから、次の日程により指定申請を受け付けます。

日 程	内 容
令和8年 4月17日	第1回指定申請締め切り
5月 中旬	地域密着型サービス部会
6月 1日	事業所指定
7月17日	第2回指定申請締め切り
8月 中旬	地域密着型サービス部会
9月 1日	事業所指定
10月16日	第3回指定申請締め切り
11月 中旬	地域密着型サービス部会
12月 1日	事業所指定
令和9年 1月15日	第4回指定申請締め切り
2月 中旬	地域密着型サービス部会
3月 1日	事業所指定

5 指定の流れ

事前相談	
受付時期	<ul style="list-style-type: none"> ・相談は随時受け付けます。(開庁日の8:30~17:15) ・窓口へお越しの際は、<u>事前に来庁日等をご連絡下さい</u>。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図、平面図等参考となる資料がある場合は持参願います。 ・具体的に用地取得、事業所建築・改修等の施設整備を始める前に事前相談することを推奨します。(指定基準を満たさず、指定を受けられない場合もあります。)



指定申請書受付	
受付時期	・3ページの指定申請スケジュールのとおり
提出方法	・【電子申請・届出システム】により提出
留意事項	・原則として、申請時までには建築工事等を終了し、建築確認・消防検査等が済んでいること。
申請手数料	・無料



指定	
審査	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の記載内容に不備があった場合は、書類の再提出を求める場合があります。 ・受付期間を過ぎて、指定する期限までに再提出がなかった場合、申請書が完備していないものとして、その回の申請受付ができませんのでご注意ください。 ・指定要件を満たすかどうか判断するために、原則として現地確認を行います。 ・申請の内容に重大な不備、不適事項があったときには、その是正改善が図られるまで指定ができません。
指定	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果、指定要件を満たすものと判断された場合に指定を行います。 ・指定に際し、適正な運営を確保するため必要と市が判断した条件を付す場合があります。 ・指定された場合は、申請者宛に指定があった旨通知します。 ・指定の日付は3ページの指定申請スケジュールのとおりです。
公示等	・市は指定の後、速やかに県知事への届出、公示を行います。

第2章 指定基準の概要

1 概要

指定地域密着型サービス事業者は、①「いわき市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月27日いわき市条例第71号）」及び②「いわき市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年12月27日いわき市規則第61号）」に定める基準を遵守しなければなりません。

また、指定地域密着型介護予防サービス事業者は、③「いわき市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月27日いわき市条例第75号）」及び④「いわき市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年12月27日いわき市規則第65号）」に定める基準を遵守しなければなりません。

※ 上記下線 ①～④に定める基準を、以下「指定基準」という。

- 指定基準の概要は P 9 ~ P 2 7 の指定基準一覧表を参照するほか、関係法令等を入手の上、内容を把握してください。

指定基準については、市Webサイトで閲覧、入手することができます。

いわき市Webサイト	http://www.city.iwaki.lg.jp 【条例・規則】 トップページ>例規集検索>目次検索 >第8類 厚生>第6章 介護保険
------------	---

- 指定を受けた後、指定申請に虚偽の内容があったことや、関係法令の規定事項を遵守した適正な事業運営がなされていないことなどが判明した場合には、事業所の指定取消を含む指導・処分が行われることがあります。

また、指定後に指定基準を満たさなくなった際には、介護報酬の減算が必要となる場合もありますので、ご留意ください。

2 事業者指定及び介護報酬等に関する主な関係法令等

【基本法】

- 介護保険法（平成9年法律第123号）
- 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

【関係省令等】

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）
- 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
- 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）
- 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について（平成18年3月31日老計発第0331006号・老振発第0331006号・老老発第0331019号）

- 上記関係法令等については、厚生労働省Webサイトで確認できます。

厚生労働省法令等データベースサービス

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

◇ 従業者の員数の考え方

常勤換算	定義	当該事業所の従業者の勤務延べ時間数※を、当該事業所が就業規則に定める常勤職員の勤務時間（＝週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を、常勤の従業者の員数に換算する方法。
	計算式	従業者の勤務延時間数 / 就業規則に定める常勤職員の勤務時間
	算出例	就業規則に定める常勤職員の勤務時間＝週 40 時間の事業所において、 → ① 週 40H 勤務 1 名のみの事業所の場合 = 40H/40H = <u>常勤換算 1</u> → ② 週 40H 勤務 1 名 + 週 30H 勤務 1 名（計 2 名）の事業所の場合 = (40H+30H)/40H = <u>常勤換算 1.75</u>

※ 勤務延べ時間数…勤務表上、当該事業に係るサービスに従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数です。なお、従業者一人につき、勤務時間数に参入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。

◇ 従業者の勤務形態

	定義	該当例
常勤	事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則に定める常勤職員の勤務時間（＝週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）に達していること。 ※正規・非正規の雇用契約は関係なく、常勤職員の勤務すべき時間に達しているかで判断します。	常勤者が勤務すべき時間が週 40 H の事業所で、週 40H 勤務の者。
非常勤	事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則に定める常勤職員の勤務時間（＝週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）に達していないこと。 ※正規・非正規の雇用契約は関係なく、常勤職員の勤務すべき時間に達しているかで判断します。	常勤者が勤務すべき時間が週 40 H の事業所で、週 40H に満たない者
専従	「専らその職務に従事する」 事業所の従業者（常勤・非常勤の別を問わない）が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該職務以外の業務に従事しないこと。	勤務時間中、当該職務のみ従事する場合。

兼 務	<p>「当該職務と同時に、他の職務を兼ねている」</p> <p>事業所の従業者（常勤・非常勤の別を問わない）が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該職務と併せて他の職務に従事していること。</p>	勤務時間中、当該職務と併せて他の職務にも従事する場合。
--------	---	-----------------------------

◇ 就労形態のパターン

	専 従	兼 務
常 勤	<p>常勤専従</p> <p>常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該職務以外の職務に従事しないこと。</p> <p>○例：常勤者週 40H 勤務の事業所で、週 40H 勤務の者が、勤務時間中、当該職務のみ従事する場合。</p>	<p>常勤兼務</p> <p>常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該職務と併せて他の職務にも従事していること。</p> <p>○例：常勤者週 40H 勤務の事業所で、週 40H 勤務の者が、勤務時間中、当該職務と併せて他の業務にも従事する場合。</p>
非 常 勤	<p>非常勤専従</p> <p>非常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該職務以外の職務に従事しないこと。</p> <p>○例：常勤者週 40H 勤務の事業所で、週 20H 勤務の者が、勤務時間中、当該職務のみ従事する場合。</p>	<p>非常勤兼務</p> <p>非常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該職務と併せて他の職務にも従事していること。</p> <p>○例：常勤者週 40H 勤務の事業所で、週 20H 勤務の者が、勤務時間中、当該職務と併せて他の職務にも従事する場合。</p>

◇ 指定基準一覧表

Ⅰ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業内容	<p>① 基本方針 居宅要介護者に対し、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、その利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応など、安心して居宅において生活ができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すもの</p> <p>② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者に必要なサービスを必要なタイミングで提供すること ○ 定期巡回サービスは、原則として1日複数回訪問し、必要なケアの内容に応じ柔軟に対応すること ○ 随時対応サービスは、利用者又はその家族からの通報を受け、通報内容を基に相談援助を行う又は訪問介護員、看護師等による対応の要否等を判断するサービスを行う ○ 随時訪問サービスについては、通報から30分以内に駆けつけられる体制確保に努めること ○ 訪問看護サービスは、医師の指示に基づき実施されるため、全ての利用者が対象となるものではないが、定期的に行うもの及び随時に行うものいずれも含まれる 		
申請者要件	法人		
人員基準	区分	職種	員数・資格等
	管理者		<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従 (管理上支障がない場合当該事業所の他の職務又は他の事業所、施設等の職務従事可。)
従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーター ・提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務にあたる従業者 		<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて1名以上 (看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師又は介護支援専門員のいずれかであること。ただし、利用者処遇に支障がない場合であって、これらの者との連携が確保しているときは、3年以上の経験を有するサービス提供責任者も従事可。) ・1人以上は常勤 ・原則専従。ただし、利用者処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の訪問介護、訪問看護、夜間対応型訪問介護の職務に従事可能

			<ul style="list-style-type: none"> ・午後6時～午前8時は随時サービスの訪問介護員として従事可。 ・午後6時～午前8時は併施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
		・訪問介護員等（介護福祉士又は訪問介護員）	
		定期巡回サービスを行う訪問介護員等	・交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
		随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて専ら従事する者1以上を確保するために必要な数以上 ・利用者処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所等に従事することができる。 ・午後6時～午前8時はオペレーターが当該業務に従事することも差し支えない。
		・看護職員等（当該事業所と指定訪問看護事業が同一の事業所で一体的に運営されている場合は配置不要）	
		保健師、看護師、准看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算で2.5人以上 ・1人以上は常勤の保健師又は看護師 ・常時連絡体制が確保されること。
		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	・適当数（訪問リハビリを実施する場合に配置）
		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者	
		計画作成責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上 ・オペレーター職の者であって、サービス提供責任者として3年以上の経験を有するが上記資格等を有しない場合、計画作成責任者とは認められない。
	設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営に必要な広さを有する専用の区画を設けること ・サービス提供に必要な設備及び備品等を備えること ・手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること ・事業所ごとに、①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等、②随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等を備えること（通報を受けられる機器としては、携帯電話等でもよい） ・利用者に対しては、適切にオペレーターに通報できる端末（ボタンを押すなど簡易な操作で通報できるもの）を配布すること。（利用者の心身の状況により、家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、家庭用電話や携帯電話でも差し支えない。） 	

運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅介護支援事業所等との連携 ○ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ○ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ○ 居宅サービス計画等の変更の援助 ○ 身分を証する書類の携行 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針 ○ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針 ○ 主治の医師との関係 ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成 ○ 同居家族に対するサービス提供の禁止 ○ 利用者に関する市町村への通知 ○ 緊急時等の対応 ○ 管理者等の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 業務継続計画の策定等 ○ 衛生管理等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 地域との連携 ○ 事故発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 記録の整備
------	---

2 夜間対応型訪問介護

事業内容	<p>① 基本方針 居宅要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行う</p> <p>② 指定夜間対応型訪問介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを一括して提供すること ○ オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に1か所以上設置。 ただし、通報を受けて適切にオペレーションサービスを実施することが可能であると認められる場合は、この限りではない ○ オペレーションセンターを設置しない場合も、オペレーションセンターにおける通信機器に相当するもの及び利用者に配布するケアコール端末は必要 ○ サービス提供時間帯は、22時～6時までの間は最低限含むものとし、8時～18時までの間は含まず、この時間帯は、指定訪問介護を利用することとなる 		
申請者要件	法人		
人員基準	区分	職種	員数・資格等
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従 (管理上支障がない場合当該事業所の他の職務従事可。また、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、当該指定訪問介護事業所の他の職務従事可。) 	
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーションセンター従業者 (オペレーションセンターを設置しない場合は、置かなくても可) ・オペレーター ※提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務にあたる従業者 ・面接相談員 ※利用者の面接その他の業務を行う者 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて1名以上 (看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師又は介護支援専門員のいずれかであること。ただし、利用者処遇に支障がない場合であって、これらの者との連携が確保しているときは、3年以上の経験を有するサービス提供責任者も従事可。) ただし、利用者処遇に支障がない場合、利用者以外からの通報受付業務に従事可能 ・提供時間帯を通じて1以上 (オペレーターと同等の資格、知識経験を有する者とするのが望ましい)

	・訪問介護員等（介護福祉士又は訪問介護員）	
	定期巡回サービスを行う訪問介護員等	・交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
	随時訪問サービスを行う訪問介護員等	・提供時間帯を通じて専ら従事する者1以上を確保するために必要な数以上 ・利用者処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回サービスに従事することができる
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営に必要な広さを有する専用の区画を設けること ・サービス提供に必要な設備及び備品等を備えること ・手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること ・事業所ごとに、①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等、②随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等を備えること（通報を受けの機器としては、携帯電話等でもよい） ・利用者に対しては、適切にオペレーションセンターに通報できる端末（ボタンを押すなど簡易な操作で通報できるもの）を配布すること。（利用者の心身の状況により、家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、家庭用電話や携帯電話でも差し支えない。） 	

<p>運営基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅介護支援事業所等との連携 ○ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ○ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ○ 居宅サービス計画等の変更の援助 ○ 身分を証する書類の携行 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針 ○ 指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針 ○ 夜間対応型訪問介護計画の作成 ○ 同居家族に対するサービス提供の禁止 ○ 利用者に関する市町村への通知 ○ 緊急時等の対応 ○ 管理者等の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 業務継続計画の策定等 ○ 衛生管理等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 地域との連携 ○ 事故発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 記録の整備
-------------	--

3 地域密着型通所介護

事業内容	<p>① 基本方針 要介護となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの</p> <p>② 指定地域密着型通所介護 ○ 通所介護事業のうち、利用定員が19名未満の事業をいう。</p>			
申請者要件	法人であって、老人デイサービス事業を行う施設又は老人デイサービスセンターを開設する者			
人員基準	区分	職種・資格	員数	
	管理者	・必要な知識及び経験者を有する者	・常勤専従1名 (ただし管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、他事業所・施設等の職務に従事可)	
	従業者	・生活相談員	・単位ごとに提供時間帯を通じて専従1名以上	・生活相談員、介護職員のうち1名以上は常勤
		・介護職員	・単位ごとに提供時間帯を通じて専従1名以上 ・(利用者が15名以下) 1名以上 ・(利用者が16～18名) 2名以上 ※詳細は、お問い合わせ下さい。	
	・看護職員(看護師又は准看護師)	・単位ごとに専従1名以上	・定員10名以下の場合には配置不要	
・機能訓練指導員	・1名以上 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者。ただし、はり師又はきゅう師については、理学療法士等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)			
設備基準	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備並びにサービス提供に必要な設備及び備品を備えること			
	・食堂及び機能訓練室	・合計面積が、利用定員×3㎡以上 (食事の提供、機能訓練に支障がない場合は、食堂及び機能訓練室が、同一の場所でも可能)		
	・相談室	・遮へい物の設置等		

<p>運営基準 (地域密着型 通所介護)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅介護支援事業所等との連携 ○ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ○ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ○ 居宅サービス計画等の変更の援助 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針 ○ 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針 ○ 地域密着型通所介護計画の作成 ○ 利用者に関する市町村への通知 ○ 管理者の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 業務継続計画の策定等 ○ 定員の遵守 ○ 非常災害時対策 ○ 衛生管理等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 地域との連携等 ○ 事故発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 記録の整備
----------------------------------	---

4-1 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型）

事業内容	<p>① 基本方針</p> <p>ア 認知症対応型通所介護 認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの</p> <p>イ 介護予防認知症対応型通所介護 認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者生活機能の維持又端向上を図るもの</p> <p>② 指定認知症対応型通所介護（介護予防含む）</p> <p>○ 一般の通所介護と指定認知症対応型通所介護を同一の時間帯に同一の場所で一体的な形で実施することは認められない ただし、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別すれば、この限りではない</p> <p><単独型> 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設その他社会福祉施設又は特定施設に併設されていないもの</p> <p><併設型> 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設その他社会福祉施設又は特定施設に併設されているもの</p>		
申請者要件	法人であって、老人デイサービス事業を行う施設又は老人デイサービスセンターを開設する者		
人員基準	区分	職種・資格	員数
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な知識及び経験を有する者 ・認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従1名 （ただし管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、他事業所・施設等の職務に従事可）
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員 	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに提供時間帯を通じて専従1名以上
		<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員（看護師又は准看護師） 又は介護職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに専従1名以上及び提供時間帯を通じて専従1名以上
		<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員 	<ul style="list-style-type: none"> ・1名以上 （理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者。ただし、はり師又はきゅう師については、理学療法

			士等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)
設備基準	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備並びにサービス提供に必要な設備及び備品を備えること		
	・ 食堂及び機能訓練室	・ 合計面積が、利用定員×3㎡以上 (食事の提供、機能訓練に支障がない場合は、食堂及び機能訓練室が、同一の場所でも可能)	
	・ 相談室	・ 遮へい物の設置等	
運営基準 (認知症対応型通所介護)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅介護支援事業所等との連携 ○ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ○ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ○ 居宅サービス計画等の変更の援助 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針 ○ 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針 ○ 認知症対応型通所介護計画の作成 ○ 利用者に関する市町村への通知 ○ 緊急時等の対応 ○ 管理者の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 業務継続計画の策定等 ○ 定員の遵守 ○ 非常災害対策 ○ 衛生管理等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 地域との連携等 ○ 事故発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 記録の整備 		

4-2 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（共用型）

事業内容	上記＜単独型及び併設型＞と同様	
申請者要件	法人であって、介護サービスの指定や許可を受けた日から3年以上経過している事業所・施設で、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、地域密着型介護老人福祉施設又は地域密着型特定施設の食堂又は共同生活室において、それらの利用者などとともに行う者	
人員基準	区分	職種・資格・員数
	管理者	上記＜単独型及び併設型＞と同様
	従業者	・指定（介護予防含む）認知症対応型共同生活介護の利用者、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者又は指定地域密着型特定施設の入居者の数と当該事業の利用者の数を合計した数について、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護の規定される従業者の員数を満たすために必要な数以上
	利用定員	<p>【認知症対応型共同生活介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット毎に、1日当たり3人以下 <p>【指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型を除く）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設毎に、1日当たり3人以下 <p>【指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット毎に、入居者とデイの利用者の数の合計が1日当たり12人以下 <p>※いずれの場合も、1日の同一時間帯に3人を超えて利用者を受け入れることはできない</p>
運営基準	前項＜単独型・併設型＞と同様	

5 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業内容	<p>① 基本方針</p> <p>ア 小規模多機能型居宅介護 要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするもの。</p> <p>イ 介護予防小規模多機能型居宅介護 利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの。</p>		
申請者要件	法人		
人員基準	区分	職種・資格	員数
	代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修等）を修了している者 ・基本は、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が務めることが望ましい 	
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有し、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者 ・管理上支障がない場合は、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、介護医療院との併設の場合は、これらの施設等の職務との兼務可 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従1名 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は他の事業所・施設等の職務との兼務可)
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護従業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・1名以上は常勤 ・1名以上は看護職員（看護師又は准看護師）
		夜間及び深夜以外の時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法

		ア 通いサービス	・利用者の数が3名又はその端数を増すごとに1名以上	
		イ 訪問サービス	・1名以上	
		夜間及び深夜の時間帯		
		ア 夜間及び深夜勤務	・1名以上	
		イ 宿直勤務	・1名以上	
		・介護支援専門員 (小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修を修了し ている者)	・専従1名以上 (利用者の処遇に支障がない 場合は、当該事業所の他の職 務に従事又は併設する施設等 の職務との兼務可)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数は前年度の平均とし、新規に指定を受ける場合は推定数 ・介護従業者は、資格等は必ずしも必要としないが、原則として、介護知識、経験を有する者とする ・介護支援専門員の業務として、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②サービス利用に関する市への届出代行、③「小規模多機能型居宅介護計画」の作成が挙げられる ・宿泊サービスの利用者がある場合は、利用者の防火安全を考慮し、宿直勤務者は事業所内で宿直するものとする ・宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対し訪問介護サービス提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて従業者を置かないことができる ・指定地域密着型老人福祉施設、指定地域密着型特定施設、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る)、介護医療院が併設されている場合、これら施設等の職務との兼務可 		
	設備基準	登録定員	・29人以下	
		<ul style="list-style-type: none"> ・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備その他サービス提供に必要な設備、備品を備えること 		
		・居間及び食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するもの(本市においては、合計床面積≧通いサービス利用定員(登録定員の2分の1から18人の範囲内において事業者が定める1日あたりの利用者の数の上限)×3㎡以上を標準とする。) ※ 居間及び食堂は同一の場所とすること可 	
	・宿泊室	・個室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員は、宿泊室1に対し1名(利用者の処遇上必要と認められる場合は2名) ・床面積は、宿泊室1につき7.43㎡以上 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 個室以外の宿泊室を設ける場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積は、(宿泊サービス利用定員(通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内で事業者が定める1日当たり利用者数の上限)) - 個室定員) × 7.43 m²以上 ・ 構造は、プライバシーが確保されたもの(カーテンは不可) ・ プライバシーが確保できるのであれば、居間も宿泊室の面積に含めて可
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備は指定小規模多機能型居宅介護の専用でなければならない。(ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、兼用可能) ・ 利用者の家族との交流の機会確保や地域住民との交流の機会確保の観点から住宅地や住宅地と同程度の交流の機会が確保される地域にあること。 ・ 小規模多機能型居宅介護事業者は、スプリンクラー設備を設置するものとする。(述べ面積 275 m²未満の事業所についても設置するものとする) 			

<p>運営基準 (小規模多機能型居宅介護)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅サービス事業者との連携 ○ 身分を証する書類の携行 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 ○ 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 ○ 居宅サービス計画の作成 ○ 法定代理受領サービスに係る報告 ○ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 ○ 小規模多機能型居宅介護計画の作成 ○ 介護等 ○ 社会生活上の便宜の提供等 ○ 利用者に関する市町村への通知 ○ 緊急時等の対応 ○ 管理者の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 定員の遵守 ○ 業務継続計画の策定等 ○ 非常災害対策 ○ 衛生管理等 ○ 協力医療機関等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 調査への協力等 ○ 地域との連携等 ○ 居住機能を担う併設施設等への入居 ○ 事故発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 ○ 記録の整備
-------------------------------	---

6 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

事業内容	<p>① 基本方針 複合型サービスは、訪問看護と小規模多機能居宅介護の基本方針を踏まえて行うもの。</p> <p>ア 訪問看護の基本方針 要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において自立した生活ができるようその療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指すもの。</p> <p>イ 小規模多機能型居宅介護の基本方針 要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするもの。</p>		
申請者要件	法人		
人員基準	区分	職種・資格	員数
	代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修等）を修了している者、又は保健師若しくは看護師 ・ 基本は、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が務めることが望ましい 	
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有し、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者、又は保健師若しくは看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤専従1名 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務他の事業所・施設等の職務との兼務可)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理上支障がない場合は、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、介護医療院との併設の場合は、これらの施設等の職務との兼務可 			

	従業者	・介護従業者	・1名以上は常勤の保健師又は看護師
		夜間及び深夜以外の時間帯	
		ア 通いサービス	・常勤換算方法で、利用者の数が3名又はその端数を増すごとに1名以上 ・1名以上は看護職員
		イ 訪問サービス	・常勤換算方法で、2名以上 ・1名以上は看護職員
		夜間及び深夜の時間帯	
		ア 夜間及び深夜勤務	・1名以上
		イ 宿直勤務	・1名以上
		・看護職員 (訪問看護事業所と一体的な運営をしている場合で、当該訪問看護事業所の基準を満たしている場合は、基準を満たしているとみなす)	・常勤換算方法で2.5以上
		・介護支援専門員 (小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了している者)	・専従1名以上 (利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事又は併設する施設等の職務との兼務可)
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数は前年度の平均とし、新規に指定を受ける場合は推定数 ・介護支援専門員の業務として、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②サービス利用に関する市への届出代行、③「小規模多機能型居宅介護計画」の作成が挙げられる ・宿泊サービスの利用者がある場合は、利用者の防火安全を考慮し、宿直勤務者は事業所内で宿直するものとする ・宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対し訪問介護サービス提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて従業者を置かないことができる ・認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型老人福祉施設、地域密着型特定施設、指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る）、介護医療院が併設されている場合、これら施設等の職務との兼務可 	

設備基準	登録定員	・29人以下		
	・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備その他サービス提供に必要な設備、備品を備えること			
	・居間及び食堂	・機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するもの（本市においては、合計床面積 \geq 通いサービス利用定員（登録定員の2分の1から18人の範囲内において事業者が定める1日あたりの利用者の数の上限） \times 3 m ² 以上を標準とする。） ※ 居間及び食堂は同一の場所とすること可		
	・宿泊室	・個室	・定員は、宿泊室1に対し1名（利用者の処遇上必要と認められる場合は2名） ・床面積は、宿泊室1につき7.43 m ² 以上 （ただし、当該事業所が病院又は診療所である場合は、6.4 m ² 以上）	
		・個室以外の宿泊室を設ける場合	・床面積は、（宿泊サービス利用定員（通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内で事業者が定める1日当たり利用者数の上限） $-$ 個室定員） \times 7.43 m ² 以上 ・構造は、プライバシーが確保されたもの（カーテンは不可） ・プライバシーが確保できるのであれば、居間も宿泊室の面積に含めて可	
・設備は指定複合型サービスの専用でなければならない。 （ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、兼用可能） ・利用者の家族との交流の機会確保や地域住民との交流の機会確保の観点から住宅地や住宅地と同程度の交流の機会が確保される地域にあること ・複合型サービス事業者は、スプリンクラー設備を設置するものとする。（述べ面積275 m ² 未満の事業所についても設置するものとする）				

<p>運営基準 (小規模多機能型居宅介護)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅サービス事業者等との連携 ○ 身分を証する書類の携行 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定複合型サービスの基本取扱方針 ○ 指定複合型サービスの具体的取扱方針 ○ 主治の医師との関係 ○ 居宅サービス計画の作成 ○ 法定代理受領サービスに係る報告 ○ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 ○ 小規模多機能型居宅介護計画・報告書の作成 ○ 介護等 ○ 社会生活上の便宜の提供等 ○ 利用者に関する市町村への通知 ○ 緊急時等の対応 ○ 管理者の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 定員の遵守 ○ 業務継続計画の策定等 ○ 非常災害対策 ○ 衛生管理等 ○ 協力医療機関等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 調査への協力等 ○ 地域との連携等 ○ 居住機能を担う併設施設等への入居 ○ 事故発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 ○ 記録の整備
-------------------------------	---

◇ 指定基準上必要な研修

指定基準において、地域密着型サービス事業所の代表者等に義務付けられている研修は、次のとおりです。

なお、研修については、福島県が実施しておりますが、開催回数等も限られていることから、受講募集等の状況については、福島県高齢福祉課のWebサイト等で随時確認してください。

【福島県高齢福祉課】

福島県トップページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>)

>組織でさがす>高齢福祉課

1 介護職員

介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者の認知症基礎研修受講が義務づけられております。

認知症介護基礎研修においては、原則eラーニングにより実施してください。

2 計画作成担当者

サービスの種類	研修
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 ※ 上記研修の受講要件として、認知症介護実務者研修（基礎課程）（以下「基礎課程」という。）、又は、認知症介護実践研修（実践者研修）（以下「実践者研修」という。）の受講修了が必要。
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	
認知症対応型共同生活介護	下記のいずれかの研修 (1) 実践者研修 (2) 基礎課程

3 管理者

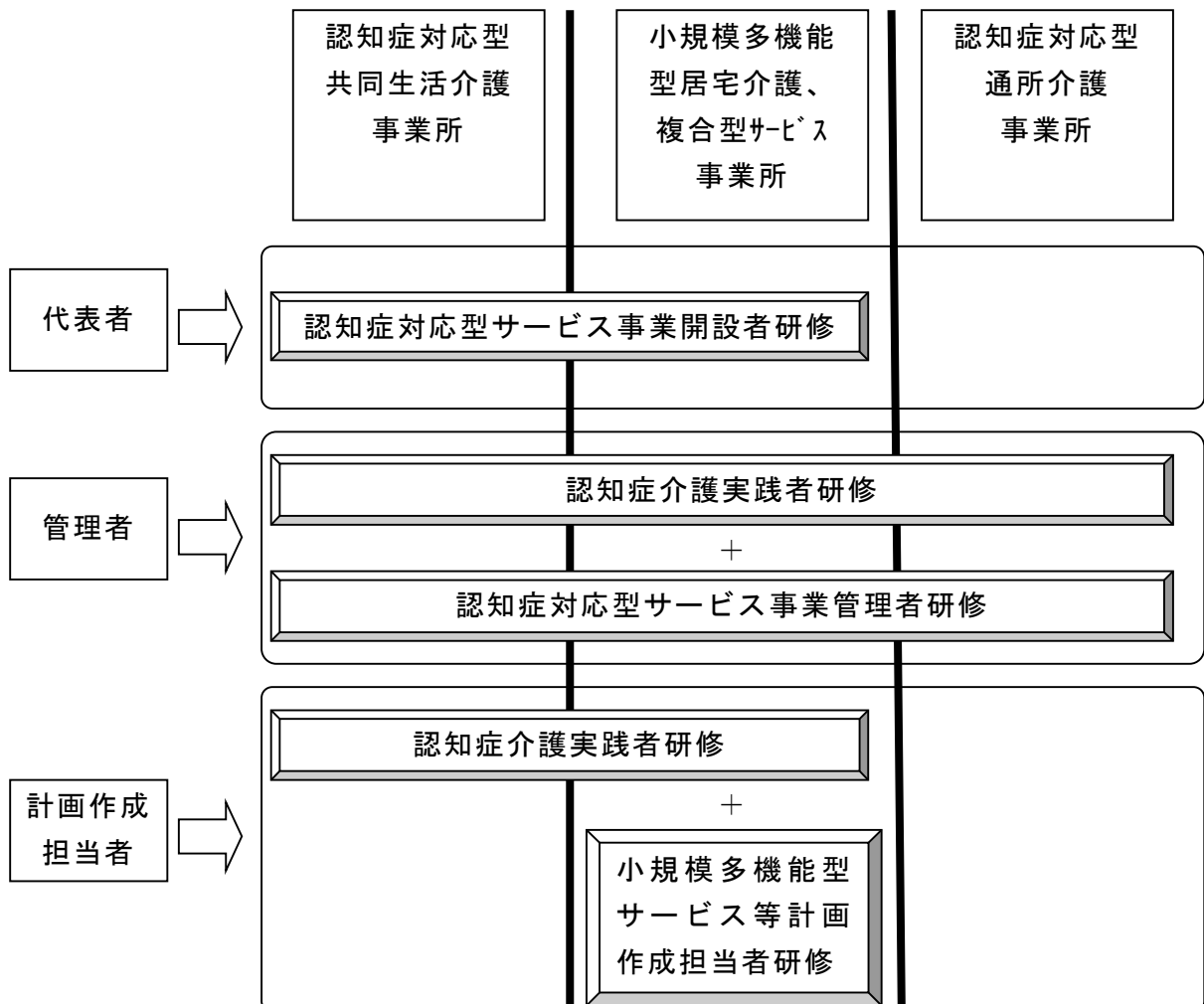
サービスの種類	研修	経過措置	みなし措置
認知症対応型通所介護	認知症対応型サービス事業管理者研修 ※上記研修の受講要件として「基礎課程」又は「実践者研修」の受講修了が必要。	みなし指定を受けた指定認知症対応型通所介護事業所の管理者については、研修を要しない。	平成18年3月31日までに「実践者研修」又は「基礎課程」修了した者で、平成18年3月31日に、現に特養、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、GH等の管理者の職務に従事している者。
小規模多機能型居宅介護		なし	
複合型サービス		「基礎課程」を修了したものであって、平成18	上記の他「認知症高齢者グループホーム管理者研
認知症対応型共同生活介護			

		年3月31日に、現にGHの管理者の職務に従事していたものが、引き続き平成18年4月1日以降も認知症対応型共同生活介護事業所の管理者の職務に従事する場合	修」を修了している者。
--	--	---	-------------

4 代表者

サービスの種類	研修	経過措置	みなし措置
小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 サービス事業 開設者研修	なし	下記の研修のいずれかを 修了しているもの (1)実践者研修又は実践リ ーダー研修、認知症高 齢者グループホーム管 理者研修 (2)基礎課程又は専門課程 (3)認知症介護指導者研修 (4)認知症高齢者グルー プホーム開設予定者研修
複合型サービス		なし	
認知症対応型共 同生活介護			

【指定基準上必要な研修のイメージ】



第3章 指定までの手続きの概要

1 指定申請について

事業者の指定は、事業所ごと・サービスの種類ごとに行われる必要があるため、事業所ごと・サービスの種類ごとに指定申請をするようになります。

(1) 申請方法

介護保険法施行規則第165条の7により、申請等の手続きにおいては厚生労働省の運営する「電子申請・届出システム」を使用して申請することとされております。

電子申請・届出システムの利用準備には時間を要するため、新規指定申請を希望される際は、お早めに以下のとおりご準備ください。

※ 万が一電子申請・届出システムの運用が困難である場合は必ず事前に担当までご相談ください。

(2) 指定申請の流れについて

ア 指定の要件の確認

市条例（厚生労働省令）で定める人員、設備に関する指定基準を満たす必要があります。各サービスの指定基準については、本手引き **p5** に記載された条例等をご確認ください。

イ G ビス ID の取得

【電子申請・届出システム】を利用するためには、G ビス ID の取得が必要です。次のURLから取得・運用方法等を確認し、手続きを行ってください。

G ビス ID <https://gbiz-id.go.jp/top/>

※ G ビス ID の取得は2週間程度時間を要するため、余裕をもって手続きを行ってください

※ G ビス ID に関するお問い合わせは、デジタル庁「G ビス ID ヘルプデスク」までお願いいたします。

ウ 登記情報提供サービスの利用申し込み

新規指定申請時に必要な登記事項証明書について、【電子申請・届出システム】では登記情報提供サービス(下記URL)で取得した照会番号を使用します。

登記情報提供サービス利用にあたり、法人(事業者)として管理者IDを取得する必要があります。取得まで1ヶ月程度を要しますので、余裕を持って手続きを行ってください。

なお、サービスの概要や申込方法等につきましては、下記URLをご参照く

ださい。

登記情報提供サービス <https://www.l.touki.or.jp/gateway.html>

※ 登記情報提供サービスを用いない場合は、紙の登記簿謄本をご提出ください。

※ 登記情報提供サービスに関するご質問は法務局へお願いします。

エ 事前協議

新規指定の申請前には、高齢福祉課担当窓口にお越しいただき、協議を要します。また、協議にあたっては事前に電話で担当者へ予約をお願いします。

オ 申請

【電子申請・届出システム】(下記 URL) にアクセス後、G ビズ ID でログインしてください。その後、指定申請書及び付表の内容を入力し、必要な添付書類のデータを添付し送信してください。

なお、添付書類は各サービスごとに異なるため、市ホームページに掲載しております【地域密着型サービスの新規申請に係る提出書類一覧表】をご確認いただき、必要書類を添付してください。

電子申請・届出システム <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei>

提出書類一覧表 <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/100100000156/index.html>

カ 現地確認

事業所へ担当者が訪問し、施設基準に適合しているか等確認を行います。なお、施設内の写真撮影を行いますので申請時現地確認の日程調整にご協力ください。

キ 指定通知書の発行

申請書等が受理されると具体的な審査が行われ、基準を満たしている場合は、指定通知書が指定権者から発行されます。

なお、指定通知書は再発行不可ですので、取扱いにはご注意ください。

【注意事項】

※ 添付書類を送信する際、PDF ファイルへ変換する必要があります。PDF ファイルへ変換可能な機器をご準備ください。

※ 【電子申請・届出システム】の操作方法に関して、下記 URL にマニュアルが

記載されておりますのでご確認ください。

電子申請・届出システムマニュアル

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_static_help=true

2 添付書類作成の手引き

○ 添付書類作成の留意事項

添付書類一覧表で申請する事業の必要書類を確認してください。

また、各書類の作成に当たっては、次の事項に留意してください。

	書類区分	形態	提出書類・作成上の留意事項
1	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	別紙3-2	○「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の備考を参照してください。
2	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	別紙1-3-2	○別紙1-3-2「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）」の備考を参照してください。
3	申請者の登記事項証明書等	原本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登記情報提供サービスを利用しない場合（紙の登記事項証明書）を添付する場合は次のことにご注意ください。 ・ 法人の「登記事項証明書」（＝現在事項全部証明書）は、<u>原本</u>を提出してください。 なお、介護老人福祉施設・介護医療院において、地方公共団体の開設する施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者の登記事項証明書の原本を併せて提出してください。 ・ 申請者（開設者）が、同時に複数の事業所（施設）の指定申請を行う場合（例えば、A法人が、訪問介護と通所介護の2つの事業所を共に4月1日指定で申請している場合）、1つの事業所（施設）の指定申請書類に登記事項証明書の原本を添付していれば、他の事業所（施設）の指定申請書類にはその写しを添付して差し支えありません。その場合、当該写しに「原本は、訪問介護に添付」と記載するなど、原本の添付先を明記してください。 ・ 登記事項証明書は直近三か月以内の原本を提出してください。
4	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式	<ul style="list-style-type: none"> ○参考様式の備考を参照してください。 ○事業開始予定日から4週分の予定について記載してください。 ○兼務従業者については、それぞれの勤務時間を明確にしてください。

			○（介護予防）小規模多機能型居宅介護等の指定申請の場合は、宿直時間帯と宿直時間帯以外の勤務体制を明示してください。
5	介護支援専門員の氏名及び登録番号	参考様式第1号	○介護支援専門員の氏名と番号を記載し、介護支援専門員証の写しを添付して下さい。
6 ・ 7 ・ 8 ・ 9	管理者の経歴 代表者の経歴 計画作成担当者の経歴 生活相談員の経歴	参考様式第2号	○参考様式の備考を参照してください。 ○当該事業に関する資格を有する場合は併せて記載してください。 ○生活相談員の資格要件：社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格、介護支援専門員、入所・通所施設で5年以上の介護経験のある介護福祉士
10	資格証及び研修修了証の写し	写し	○指定基準上、資格要件が定められている従業者（看護職員等）については、国家資格証等の資格を証明する書類の写しを添付してください。 ○指定基準上必要な研修の修了証の写しを添付してください。
11	事業所の平面図	自己作成	○規格は、A4又はA3（A3の場合は折り畳んで編纂する）としてください。 ○各部屋の用途及び面積を明示すること。 ○建築確認済証の写し、防火対象物使用開始届出書の写しを添付してください。
12	設備備品等一覧表	参考様式第5号	○参考様式の備考を参照してください。 ○「サービス提供上配慮すべき設備の概要」欄は、指定基準に定められている設備について、それぞれ概要を記載してください。 ○「非常災害設備等」欄は、消防法その他の法令等に規定された設備等の設置状況について記載してください。 ○「備品の品目」欄は、サービスの提供に利用する備品を記入してください。
13	オペレーションセンターサービスの概要	自己作成	○夜間対応型訪問介護事業所で、オペレーションセンターを設置しない場合にのみ作成してください。
14	運営規程	自己作成	○P30～31の「運営規程における規定事項一覧」で必要事項を確認してください。
15	利用者からの苦情を処理するために講ずる措	参考様式第6-1号	○苦情処理に係る対応方針を具体的に記入してください。

	置の概要		
16	サービス提供実施単位	参考様式 第7号	○地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所についてはサービス提供実地単位一覧表を作成して下さい。 ○参考様式7の備考を参照してください。
17	随時訪問サービスの委託先	参考様式 第8号	○夜間対応型訪問介護事業所で、随時訪問サービスを他の指定訪問介護事業所に委託を行う場合にのみ作成してください。
18 19	協力医療機関に関する届出書／協力医療機関等との契約内容	別紙3	○利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合に連絡を行う協力医療機関（協力歯科医療機関）と、あらかじめ取り交わした契約書の写しを添付してください。
20	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	自己作成	○次項について、具体的に記載して下さい。 ①利用者に対するサービス提供確保のための連携・支援体制 ②夜間における緊急時の対応等のための連携・支援体制 ③その他参考事項
21	誓約書	参考様式 第9号	○様式内の該当（申請）するサービスにチェックをして下さい。
22 23 24	建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し 消防用設備等検査済証及び防火対象物使用開始届の写し	写し	○各証書の写しを提出して下さい。
25	運営推進会議の構成員	参考様式 第11号	○地域密着型通所介護事業所、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所、（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所、（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、複合型サービスについては、運営推進会議の構成員氏名、構成区分、職名等を記載してください。 ○参考様式の備考を参照してください。 ○利用者、利用者の家族等指定申請時点で氏名が明示できないものは、氏名欄は空白で構いません。

26	介護・医療連携推進会議の構成員	参考様式 第11号	<p>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、介護・医療連携推進会議の構成員氏名、構成区分、職名等を記載して下さい。</p> <p>○参考様式の備考を参照して下さい。</p> <p>○利用者、利用者の家族等指定申請時点で指名が明示できないものは、氏名欄は空白で構いません。</p>
27	非常災害対策計画		<p>○訪問系以外の入所・通所系介護サービス事業所が対象。</p>
28	避難確保計画		<p>○浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設（社会福祉施設等）が対象。</p>
29	業務継続計画（BCP）		<p>○自然災害に関するBCP、感染症に関するBCPをそれぞれ作成すること。（2つのBCPを一体的に作成する場合には各々の特性に応じた計画内容とすること。）</p>

第4章 その他

1 指定後の手続き等

(1) 変更届等の手続き（介護保険法第78条の5及び第115条の15）

区分	事由
変更届	事業所の名称や運営規程等が変更となった場合
廃止・休止・再開届	事業を廃止、休止、再開する場合
指定辞退届出	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者が指定を辞退する場合

① 変更届等が必要な場合

ア 変更届

指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定められる事項（介護保険法施行規則第131条の13及び同規則第140条の30に規定。）が変更になったときは、その旨を本市に10日以内^{*1・2}に届け出る必要があります。

どのような場合に変更届が必要になるかについては、サービスの種類により異なりますので、39ページの「変更届必要事項一覧」を確認してください。

※1 変更届の届出事項である「地域密着型サービス費の請求に関する事項」を変更する場合は、「介護給付費の算定に係る体制等に関する届出」が必要となりますが、当該届出は、届出時期により加算等の算定開始時期が異なる等変更届とは取り扱いが異なりますので留意してください。なお、詳しくは40～43ページをご覧ください。

※2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所については、あらかじめ老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの変更の届出又は変更に係る認可が必要な事項がありますので留意してください。

イ 廃止・休止・再開届

指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業を廃止又は休止する場合はその1月前までに、再開したときはその日から10日以内に、それぞれその旨を本市に届け出る必要があります。

なお、休止については、休止期間の終了日までに事業の再開又は廃止を検討し、再度、再開又は廃止の届出をする必要があります。

ウ 指定辞退届出

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができます。(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームとして、廃止又は休止には市長の認可が必要です。)

エ 他市町村のみなし指定を受けている事業所における連絡

他市町村の被保険者が利用していたことにより、平成18年4月に他市町村の指定を受けているとみなされた事業所は、当該18年4月以前から利用している他市町村の被保険者に限り指定の効力が有効であり、当該被保険者の退居等によりサービスを終了した場合は、その時点で指定の効力はなくなります。

このため、市町村では事業所台帳の抹消等の手続きが必要になりますので、速やかに当該他市町村へ連絡してください。

- 変更届等に係る必要書類は、いわき市Webサイトからダウンロードして記入してください。

市トップページ>産業・ビジネス>福祉・介護
>地域密着型事業者の申請・届出等>地域密着型サービスの変更・廃止・
休止・再開届出

② 変更届等に必要な添付書類

ア 変更内容が確認できる書類の添付が必要です。主な添付書類は、39ページのとおりです。

電話番号・FAX番号・メールアドレスの変更については、電話番号等介護保険事業所等変更届出書の添付が必要です。

イ 廃止及び休止については、添付書類を提出する必要はありません。再開をする場合は、「廃止・休止・再開届出書」のほか、勤務形態一覧表や休止前の状況に変更が生じている場合は、「変更届出書」も併せて提出してください。

③ 提出方法

変更届等の提出については【電子申請・届出システム】をご利用ください。

【変更届必要事項一覧】

【地域密着型変更届提出書類一覧】

変更があった事項	③添付書類 ※複数の届出であっても、事業所番号が同一であれば、添付資料は一部で可	地密通所 第1号通所	認知通所 (予防)	小多機 (予防)	看護小多機	グループ ホーム (予防)	地密特定	地密特養
1 事業所・施設の名称	・変更後の運営規程	○	○	○	○	○	○	○
2 事業所・施設の所在地	・変更後の運営規程 ・平面図 ・建築確認申請書、検査済証及び消防関係書類の写し	○	○	○	○	○	○	○
3 申請者の名称	・登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○
4 主たる事務所の所在地	・登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○
5 法人の種類	・登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○
6 代表者の氏名、住所及び職名	・登記事項証明書 ・認知症対応型サービス事業開設者研修終了証の写し	○	○	○	○	○	○	○
7 登記事項証明書・条例等 ※当該事業に関するものに限る。	・登記事項証明書又は条例等	○	○	○	○	○	○	○
8 事業所・施設の建物の構造・専用区画等	・変更後の平面図 (各室の用途を明記すること。) (建築確認申請を行った場合) ・建築確認申請書、検査済証及び消防関係書類の写し	○	○	○	○	○	○	○
9 事業所・施設の管理者の氏名及び住所	・勤務形態一覧表(標準様式) ・誓約書(参考様式第9号) ・経歴書(参考様式第3号) ・認知症実践者研修終了証の写し ・認知症対応型サービス事業管理者研修終了証の写し	○	○	○	○	○	○	○
10 運営規程	・変更後の運営規程 (変更箇所を下線や色付け、新旧対照表等により明記すること。)	○	○	○	○	○	○	○
11 協力医療機関(病院)・協力歯科医療機関	・変更後の協力医療機関との契約書の写し	—	—	○	○	○	○	○
12 事業所の種別等		—	—	—	—	—	—	○
13 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	・変更を証明する書類	—	—	○	○	○	—	—
14 本施設、本施設との移動経路等	・変更を証明する書類	—	—	—	—	—	—	○
15 併設施設の状態等	・変更を証明する書類	—	—	—	—	—	—	○
16 連携する訪問看護を行う事業所の名称	・変更後の訪問看護事業所との契約書の写し	—	—	—	—	—	—	○
17 連携する訪問看護を行う事業所の所在地	・変更後の訪問看護事業所との契約書の写し	—	—	—	—	—	—	○
18 介護支援専門員の変更	・勤務形態一覧表(標準様式) ・介護支援専門員一覧(参考様式第2号) ・介護支援専門員証の写し ・認知症実践者研修終了証の写し ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修終了証の写し	—	—	○	○	○	○	○

(2) 介護給付費算定に係る届出書の手引き

介護保険制度では、事業所（施設）の種別及び人員配置の様態等により、算定される報酬額が異なることから、当該加算等の体制情報について、①介護給付費の算定に当たって事前に届出が必要と関係告示で定められている事項、②居宅サービス計画策定（支給限度額管理）のために必要な事項、③支払審査機関や保険者における審査・請求の上で必要な事項を記載した、「介護給付費算定に係る体制等届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（以下、「体制届等」という。）の提出が必要となります。

介護給付費算定に係る届出書については、【電子申請・届出システム】の＜加算に関する届出＞より提出してください。

① 届出の提出時期等

ア 加算を算定する場合

サービス種別	届出日	加算算定開始日
<ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 毎月 15 日以前に届出 → 届出の翌月から算定開始 ◎ 毎月 16 日以降に届出 → 届出の翌々月から算定開始 	
<ul style="list-style-type: none"> ○緊急時訪問看護加算 	届出書が受理された日から算定	
<ul style="list-style-type: none"> ○認知症対応型共同生活介護（短期利用型を含む。） ○介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型を含む。） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 毎月末日までに届出 → 届出の翌月から算定開始 ※ ただし、届出が受理された日が月の初日の場合は、届出の当該月から算定開始 	

イ 加算を算定しなくなる場合

事業所の体制を変更した結果、加算を算定しない状況が生じた場合又は加算を算定しなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとします。

また、この場合において届出を行わず当該算定について請求を行った場合は不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずるこ

とになります。悪質であると認められた場合は、指定の取消しとなることもありますので注意してください。

ウ 減算の場合

以下に該当する場合、すみやかに減算の届出をしてください。

この場合において減算の届出を行わず請求を行った場合は不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになります。悪質であると認められた場合は、指定の取消しとなることもありますので注意してください。

(ア) 人員基準欠如に該当する場合

<p>看護・介護職員の 人員基準欠如</p>	<p>人員基準上必要とされる員数から<u>1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで</u>、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算する。</p>
<p>看護・介護職員以外の 人員基準欠如</p>	<p>看護・介護職員の人員基準上必要とされる員数から<u>1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで</u>、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算する(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)</p> <p>その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算する(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)</p> <p>なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員及び指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合、また、指定認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合についても、同様の取扱いとなる。</p>

※ 上述の「職員配置等基準」とは、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」(平成12年厚生省告示27号)を指します。

(イ) 夜勤体制による減算について

夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数を減算することとする。

- ・夜勤時間帯(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする)において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が 2 日以上連続して発生した場合
- ・夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が 4 日以上発生した場合

※ 上述の「夜勤職員基準」とは、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 29 号)」を指します。

(ウ) ユニットケア体制未整備減算について

ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において基準を満たさない状況が発生した場合に、その翌々月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されることとする。(ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。)

- ・日中については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- ・ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

※ 上述の「ユニットにおける職員の基準」とは、「厚生労働大臣が定める施設基準(平成 12 年厚生省告示第 26 号)」を指します。

(エ) 身体拘束廃止未実施減算について

指定基準第 118 条第 5 項、第 139 条第 5 項、第 159 条第 5 項、第 184 条第 7 項又は予防指定基準第 79 条第 2 項の記録(指定基準第 118 条第 4 項、第 139 条第 4 項、第 159 条第 4 項、第 184 条第 6 項又は予防指定基準第 79 条第 1 項に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。

② 提出書類

提出種類は以下のとおりです。

- ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 3-2）
- イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-3-2）
- ウ 添付資料

添付資料が必要な加算及び添付資料は別紙のとおりです。

なお、減算にいたった事由が解消した場合は、その内容がわかる従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式）（資格が必要な職種の場合は、資格証の写し）を添付してください。

また、届出に係る必要書類は、いわき市Webサイトからダウンロードして記入してください。

市トップページ＞産業・ビジネス＞福祉・介護
＞地域密着型事業者の申請・届出等
＞介護給付費算定に係る体制届出

③ 提出方法

【電子申請・届出システム】をご利用ください。なお、届出の際は②提出書類のア・イ・ウについて、作成したものをPDFに変換し添付してください。

(3) 指定更新の手引き

平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む介護保険事業所の指定の効力について、原則 6 年間の有効期間が設けられました。

このため、事業を継続するためには、6 年ごとに指定の更新申請を行う必要があります。有効期間が満了しても更新を行わない場合は指定の効力を失うこととなります。

なお、更新申請を行う時期及び提出期限等については、原則として対象となる事業所に対し、あらかじめ市より通知します。

① 指定更新の手続き

- 【電子申請・届出システム】をご利用ください。
- 書類審査、現地確認及びいわき市介護保険運営協議会の地域密着型サービス部会での協議を経て、更新を認めることが適当と判断された場合は、更新後の有効期間（更新前の有効期間の満了日の翌日から起算して 6 年間以内）を記載した通知書を送付します。
- 指定更新申請に係る必要書類は、いわき市 Web サイトからダウンロードして記入してください。

市トップページ>産業・ビジネス>福祉・介護>
>地域密着型事業者の申請・届出等
>地域密着型サービス事業所の指定更新申請について

【留意事項】

- 申請者又は事業所の管理者等が介護保険法に定める欠格事由に該当する場合には、指定の更新を受けることができませんので、更新申請に当たっては誓約書に記載されている欠格事由に該当しないか十分に確認してください。（更新後において、更新申請時点で欠格事由に該当することが判明した場合には、虚偽の申請を行ったとみなされ処分の対象となることがあります。）
- 更新申請においても新規指定時と同様に人員、設備及び運営基準を満たしている必要があります。更新申請時にこれらの基準を満たしていないと認められる場合には更新を受けることができません。
- 本市以外の他の市町村から指定を受けている場合は、その市町村にも更新申請を行わなければならないのでご注意ください。

2 他法令の届出等

(1) 老人福祉法に基づく届出

地域密着型サービス事業所としての指定申請等と並行して、老人福祉法に基づく手続きが必要な場合があります。

届出については【電子申請・届出システム】をご利用ください。

市トップページ>産業・ビジネス>福祉・介護>
>介護保険事業者の申請・届出等>老人福祉法に係る届出

① 地域密着型サービス事業所の老人福祉法における位置付け

介護保険法	老人福祉法	
地域密着型（介護予防） サービス	老人居宅生活支援事業 (法第5条の2第1項)	老人福祉施設 (法第5条の3)
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	老人居宅介護等事業 (第5条の2第2項)	老人デイサービス センター (第20条の2の2)
夜間対応型訪問介護		
地域密着型通所介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護	老人デイサービス 事業 (第5条の2第3項)	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型 居宅介護事業 (第5条の2第5項)	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	認知症対応型老人 共同生活援助事業 (第5条の2第6項)	
地域密着型 特定施設入居者生活介護		
地域密着型介護老人福祉施 設入所者生活介護		特別養護老人ホーム (第20条の5)
複合型サービス	複合型サービス 福祉事業 (第5条の2第7項)	

※ 地域密着型特定施設入居者生活介護は、老人福祉法上の位置付けはありませんが、有料老人ホーム又は軽費老人ホームが指定を受けている場合は、それぞれ老人福祉法又は社会福祉法に規定する手続き等が必要な場合がありますのでご注意ください。

② 事業開始時の届出等

新たに事業を開始しようとする際は、老人福祉法第14条、第15条第2項及び第4項の規定に基づき、次の届出（認可申請）が必要となります。

サービス種別	必要な届出等	届出等時期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・ 複合型サービス 	老人居宅生活支援事業開始届	あらかじめ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型通所介護 ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護 	老人居宅生活支援事業開始届	あらかじめ
	老人デイサービスセンター等設置届	あらかじめ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	特別養護老人ホーム設置認可申請書	設置前

※ 地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護事業所については、老人居宅生活支援事業開始届及び老人デイサービスセンター等設置届の2種類の届出が必要になります。

③ 届出等事項の変更届

厚生労働省令で定められる事項（老人福祉法施行規則第1条の10、第3条の2及び第4条に規定。）に変更が生じたとき又は変更しようとするときは、その旨を本市に届け出る必要があります。

届出が必要な変更事項及び提出時期

サービス種別	届出が必要な変更事項	提出時期
老人居宅生活支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護 ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・ 複合型サービス 	①事業の種類及び内容 ②経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地） ③条例、定款その他の基本約款 ④職員の定数及び職務の内容 ⑤主な職員の氏名及び経歴 ⑥事業を行おうとする区域 ⑦施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類、所在地（夜間対応型訪問介護を除く。） ⑧登録定員（(介護予防)小規模多機能型居宅介護のみ）又は	変更の日から 1月以内

	入居定員（（介護予防）認知症対応型共同生活介護のみ）	
老人デイサービスセンター ・地域密着型通所介護 ・（介護予防） 認知症対応型通所介護	①施設の名称、種類及び所在地 ②建物の規模及び構造並びに設備の概要 ③職員の定数及び職務の内容 ④施設の長その他主な職員の氏名及び経歴 ⑤事業を行おうとする区域	変更の日から 1月以内
特別養護老人ホーム ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	①施設の名称、種類及び所在地 ②土地又は建物に係る権利関係 ③建物の規模及び構造並びに設備の概要 ④施設の運営の方針 ⑤職員の定数及び職務の内容	あらかじめ

※ 地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護事業所において、変更となる事項が「老人居宅生活支援事業」と「老人デイサービスセンター」で共通の「届出が必要な変更事項」に該当する場合、2種類の変更届の提出が必要となります。

④ 廃止又は休止の届出（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）

老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンターを廃止し又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに本市に届け出る必要があります。

⑤ 廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の認可申請（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ。）

特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について、市長の認可が必要です

(2) 業務管理体制に関する届出

① 届出の義務化

介護サービス事業者の不正事案の再発防止及び介護事業運営の適正化を図るため、全ての介護サービス事業者（法人等の申請者）に対して、事業所・施設の数に応じて、「法令遵守等の業務管理体制」の整備とその届出が義務付けられました。

については、「新たに介護保険事業者の指定（許可）を受けた場合」又は「介護保険事業者の指定（許可）を受け、業務管理体制を届出後、届出事項等に変更が生じた場合」は、下記に従い、必要な届出を行ってください。

② 届出事項

ア 新たに介護保険事業者の指定・許可を受けた場合であって、当該申請者（法人等）が、介護保険事業者として初めて指定・許可を受けた（＝これまでに、「業務管理体制に関する届出」を提出したことがない）場合

イ 介護保険事業者の指定（許可）を受けた後、届出先や下表のと通りの届出事項等に変更が生じた場合

届出事項	指定又は許可を受けている事業所数		
	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
法令遵守責任者の選任	○	○	○
法令遵守マニュアルの整備		○	○
法令遵守に係る監査の実施			○

○ 当該届出は、事業者（＝法人等）ごとに行います。（事業所・施設ごとではありません。）

○ 「事業所・施設の数」は、事業所番号が同じか否かに関わらず、指定を受けた「サービスの種類ごと」に1事業所と数え（＝例えば、同一事業所が訪問介護と介護予防訪問介護の両方の指定を受けている場合は「2」とカウント）、休止中の事業所・施設も含めて数えます。

なお、施設みなし事業所は含みますが、医療みなし事業所は除きます。

③ 届出方法

次のリンクから厚生労働省が運営する「業務管理体制の整備に関する届出システム」により届出を行ってください。

なお、市のホームページに資料を掲載しておりますのでご確認ください。

ア 業務管理体制の電子申請ページ

<https://www.laicomea.org/laicomea/cmns011/cmns011/init.do>

イ 業務管理体制について

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/100100000134/index.html>

(3) 生活保護法の指定介護機関の指定

生活保護法では、生活保護受給者も介護サービス等を利用できるように「介護扶助」を設けております。

平成26年7月に生活保護法が改正され、平成26年7月1日から新たに介護保険法の規定による指定または開設許可がなされた介護機関については、当該介護機関から別段の申出がない限り、生活保護法の指定介護機関として指定

を受けたものとみなされます。

(4) その他関係法令の遵守

事業所の整備に当たり、建物の新增築、土地の造成等を行う際は、都市計画法、建築基準法、消防法等各種法令について、必要な手続き等を十分確認し、遵守してください。

また、認可法人については、法人所轄庁に対し、新規事業の追加に関する手続き等が必要になる場合がありますので法人所轄庁にご確認ください。

介護給付費算定に係る体制等に関する届出の添付書類について

(いわき市)

1 体制等に関する届出
 介護給付費算定に係る体制に変更があった場合には届出が必要です。また、加算に係る要件を満たさなくなった場合等には、速やかに加算を廃止する旨届け出てください。

- 2 適用年月日
 (1) 加算の場合
 ア 居宅サービス（総合事業含む）及び介護予防サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を除く。）又は居宅介護支援事業所
 ・届出が毎月15日以前になされた場合は、翌月から算定開始
 ・届出が毎月16日以降になされた場合には、翌々月から算定開始
 イ 介護保険施設、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護及び(介護予防)特定施設入居者生活介護
 ・届出が受理された日の属する月の翌月から算定開始（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月から算定開始）
 (2) 加算の取り下げ、減算の場合
 事実の発生日が適用年月日となりますので、(1)にかかわらず速やかに提出してください。

- 3 加算(報酬)届出に係る必要書類
 (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
 (3) 添付書類（下記一覧表を参照してください。届出内容により異なります。）
 (4) 添付書類が不要な加算であっても、算定にあたっての各種記録等の根拠資料は事業所に必ず備えておくこと。

- 4 留意事項
 (1) 1つのサービスで、職員配置の提出が必要な加算項目が複数ある場合は、1枚の勤務表に全ての要件を記載すること。
 (2) 利用者の個人情報に記載されている資料を添付する場合は、利用者名を伏せた形にすること。
 (3) 受理した日をもって届出日になるので、郵送の場合は余裕を持って提出すること。
 (4) 加算(報酬)届出により、運営規程の変更がある場合等は変更届および付表を併せて届けること。

サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設等の区分	一休型・連携型の異動	○ 一休型への異動にあつては、看護師の配置基準が確認できる書類（勤務形態一覧表、看護師等の資格証の写し） ○ 連携型への異動にあつては、訪問看護ステーション等との連携が確認できる書類（契約書等）	・体制届を行うにあたり、運営規程を変更した場合は、別途変更届を提出すること。	
		高齢者虐待防止措置実施の有無	ニ		
	加算等	特別地域加算	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)			
		中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)			
		緊急時訪問看護加算	(訪問看護に同じ)		(訪問看護に同じ)
		特別管理体制			
		ターミナルケア体制	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ (別紙42) 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書 【加算Ⅰ】 ○ 日常的に利用者との関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していることが確認できる書類 ○ 下記①～④のいずれか1つ以上実施していることが確認できる資料 ① 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること(※) ② 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること ③ 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること ④ 地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること	※ 定評巡回・随時対応型訪問介護看護については、「障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。」が要件。(R6.1.22「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」P14参照)	
		総合マネジメント体制強化加算			
		認知症専門ケア加算			(訪問介護に同じ)
サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14) サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ 従業者ごとの研修計画（「研修の全体像が分かる研修計画書」及び「従業者ごとの個別研修計画（従業者が多い場合は見本として数件抽出）」、事業の一環として実施する研修であることが分かる書類等） ○ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議の定期的開催を確認できる資料（会議次第、会議の出席簿、議事録（最近の連続した複数回分）等） ○ 従業者に対する健康診断の定期的な実施体制を確認できる書類（全従業者向けの健康診断実施の通知、就業規則又は実施計画等（健康診断実施結果を添付する場合は個人の結果は塗りつぶすこと）） ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1） ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料（参考計算様式⑦） ○ 介護福祉士の資格証の写し、実務者研修等の修了証の写し 【加算Ⅰ】 ○ 加算Ⅰは介護職員のうち介護福祉士の割合が60%以上又は勤続10年以上介護福祉士25%以上の分かる資料 【加算Ⅱ】 ○ 加算Ⅱは介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上の分かる資料 【加算Ⅲ】 ○ 介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上の分かる資料 ○ 従業者総数のうち、常勤の者の総数が60%以上の分かる資料 ○ 勤続7年以上の者が30%以上の分かる資料	※ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月除く）の平均を用いる。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いること			
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)			
夜間対応型訪問介護	加算等	高齢者虐待防止措置実施の有無			
		24時間通報対応加算	○ (別紙43) 24時間通報対応加算に係る届出書（夜間対応型訪問介護事業所） ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類（オペレーションセンターサービスを規定した書類等及び重要事項説明書等）		
		特別地域加算	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)
		中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)			
		認知症専門ケア加算			
		サービス提供体制強化加算	(訪問入浴介護に同じ)	(訪問入浴介護に同じ)	
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)			
地域密着型通所介護	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	ニ		
		時間延長サービス体制	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)	
		共生型サービスの提供（生活介護事業所、自立訓練事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所）	○ 障害福祉制度の指定を受けていることが分かる書類（指令書の写し等）		
		生活相談員配置等加算	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)
		入浴介助加算			
		中重度者ケア体制加算			
		重度者ケア体制加算	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 看護職員の資格証の写し ○ 認定看護師教育課程、専門看護師教育課程、特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる研修の修了証の写し		
		生活機能向上連携加算	(通所介護に同じ)		(通所介護に同じ)
		個別機能訓練加算			
		ADL維持等加算(申出)の有無			
		認知症加算			
若年性認知症利用者受入加算					
栄養アセスメント・栄養改善体制					
口腔機能向上加算					
科学的介護推進体制加算					

		サービス提供体制強化加算	地域密着型通所介護：(通所介護に同じ) 療養通所介護：(訪問看護に同じ)	(同左)	
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)	
認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型 通所介護)	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	—		
		業務継続計画策定の有無	—		
		感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	—		
		時間延長サービス体制	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		入浴介助加算			
		生活機能向上連携加算			
		個別機能訓練加算			
		ADL維持等加算 (申出)の有無			
		若年性認知症利用者受入加算			
		栄養アセスメント・栄養改善体制			
		口腔機能向上加算			
		科学的介護推進体制加算			
		サービス提供体制強化加算			
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)		
介護職員等特定処遇改善加算					
介護職員等ベースアップ等支援加算					
介護職員等ベースアップ等支援加算					
サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項	
小規模多機能型 居宅介護(介護予 防小規模多機能 型居宅介護)	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	—		
		業務継続計画策定の有無	—		
		特別地域加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)	
		中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)	
		認知症加算	【加算1、II共通】 ○ (別紙44) 認知症加算 (I)・(II)に係る届出書 ○ (別紙23-2) 利用者の割合に関する計算書(認知症加算) ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 認知症介護に係る専門的な研修の修了証の写し 【加算1】 ○ 認知症介護の指導に係る専門的な研修の修了証の写し ○ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画	※認知症日常生活自立度Ⅲ以上：ランクⅢ、Ⅳ又はⅢに該当する利用者 ※「認知症介護に係る専門的な研修」とは、認知症介護実践リーダー研修及び認知症看護に係る適切な研修を、「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、認知症介護指導者養成研修及び認知症看護に係る適切な研修を指す。 ※勤務形態一覧表だけで加算の要件を確認できない場合は、利用者数に応じて必要なサービス提供時間、介護・看護職員(サービス提供時間を通じた専従者を除く)の提供時間から加算要件を満たす書類を作成すること。	
		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)	
		看護職員配置加算	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 看護職員の資格証の写し		
		看取り連携体制加算	○ 看取り連携体制加算に係る届出書(小規模多機能型居宅介護事業所)(別紙9-6) ○ 看護師による24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類(オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等)		
		訪問体制強化加算	○ (別紙45) 訪問体制強化加算に係る届出書 ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
		総合マネジメント体制強化加算	【加算1、II共通】 ○ (別紙42) 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書 ○ 日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していることが確認できる資料 【加算1】 ○ 日常的に利用者や関係のある地域住民等の相談に対応する体制を確保していることが確認できる書類 ○ 多様な主体が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画の写し(サンプルとして要件を提出)		
		科学的介護推進体制加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)	
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)	
		サービス提供体制強化加算	【加算1、II、III共通】 ○ (別紙14-5) サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。	
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)			
職員の欠員による減算の状況					
高齢者虐待防止措置実施の有無	(小規模多機能型居宅介護に同じ)	(小規模多機能型居宅介護に同じ)			
業務継続計画策定の有無					
中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)			
生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)			
サービス提供体制強化加算	(小規模多機能型居宅介護に同じ)	(小規模多機能型居宅介護に同じ)			
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)			
小規模多機能型 居宅介護 (介護予防小規模 多機能型居宅介 護) (短期利用型)	加算等				

認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)	加算等	夜間勤務条件基準	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		身体拘束廃止取組の有無	—	
		高齢者虐待防止措置実施の有無	—	
		業務継続計画策定の有無	—	
		3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合	○ 平面図 ○ 安全対策(マニュアルの策定、訓練の実施)の分かる書類	
		夜間支援体制加算	○ (別紙46) 夜間支援体制加算に係る届出書(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所) ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 平面図(見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器の配置が確認できるもの) ※ ○ 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要の書類 ※	※見守り機器を導入した場合に提出
		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		利用者の入院期間中の体制	—	
		看取り介護加算	○ (別紙47) 看取り介護加算に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所) ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 看取りに関する指針 ○ 多職種による協議の上、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している事が確認できる書類 ○ 看取りに関する職員研修の開催状況が確認できる資料 ○ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組が確認できる資料	
		医療連携体制	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ 重度化した場合の対応に係る指針の写し ○ 事業所又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していることが確認できる資料(勤務形態一覧表、連携先との覚書等) ○ 看護師による24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類(オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等) 【加算Ⅰ】 ○ (別紙48) 医療連携体制加算(Ⅰ)に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所) 【加算Ⅱ】 ○ (別紙48-2) 医療連携体制加算(Ⅱ)に係る届出書(認知症対応型共同生活介護事業所) ○ 算定日の属する月の前3月間について、医療的ケアが必要な者の受入人数が確認できる書類	
		認知症専門ケア加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		認知症チームケア推進加算	(介護福祉施設サービスに同じ)	(介護福祉施設サービスに同じ)
		科学的介護推進体制加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)		
生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)		
サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14-6) サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月除く)の平均を用いる。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いること		
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)		
サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項
認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)(短期利用型)	加算等	夜間勤務条件基準		
		職員の欠員による減算の状況		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	(認知症対応型共同生活介護に同じ)	
		業務継続計画策定の有無		
		3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合		
		夜間支援体制加算		
		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		医療連携体制加算	(認知症対応型共同生活介護に同じ)	(認知症対応型共同生活介護に同じ)
		高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		サービス提供体制強化加算	(認知症対応型共同生活介護に同じ)	(認知症対応型共同生活介護に同じ)
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)
		職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		身体拘束廃止取組の有無	—	
高齢者虐待防止措置実施の有無	—			
業務継続計画策定の有無	—			
入居継続支援加算				
テクノロジーの導入(入居継続支援加算加算関係)	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)		
生活機能向上連携加算				
個別機能訓練加算				
ADL維持等加算(申出)の有無	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)		
夜間看護体制加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)		
若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)		
看取り介護加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)		
認知症専門ケア加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)		
科学的介護推進体制加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)		
高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)		
生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)		
サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14-6) サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月除く)の平均を用いる。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いること		
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)		
地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)	加算等	職員の欠員による減算の状況		
		身体拘束廃止取組の有無		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	(地域密着型特定施設入居者生活介護に同じ)	(地域密着型特定施設入居者生活介護に同じ)
		業務継続計画策定の有無		
		夜間看護体制		
		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		サービス提供体制強化加算	(地域密着型特定施設入居者生活介護に同じ)	(地域密着型特定施設入居者生活介護に同じ)
		介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	加算等	夜間勤務条件基準	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
		ユニットケア体制	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)
		身体拘束廃止取組の有無	—	
		安全管理体制	—	※運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合は減算。
		高齢者虐待防止措置実施の有無	—	
		業務継続計画策定の有無	—	
		栄養ケア・マネジメントの実施の有無	—	
		日常生活継続支援加算	○ (別紙37) 日常生活継続支援加算に関する届出書 ○ 入所者の状況が確認できる書類 ○ 算定の根拠となる書類 (介護福祉士の資格証の写し、(参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表等)	
		テクノロジーの導入 (日常生活支援加算関係)	○ (別紙37-2) テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書 ○ 平面図 (見守り機器の配置を明示)、写真 (見守り機器等の配置が確認できるもの) ○ 要件を満たすことが分かる議事概要 ○ 算定の根拠となる書類	見守り機器等の導入により緩和された基準で日常生活支援加算を算定しようとする場合に提出する。
サービス	加算等	看護体制加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ (別紙25-2) 看護体制加算に係る届出書 ○ 看護師、准看護師の免許証の写し ○ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (看護体制算定の根拠となる計算様式を添付(任意様式)) ○ 連携の内容のわかるもの (対応窓口、連携事業所が明記されたもの) 【加算Ⅱ】 ○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類	・本体施設の介護老人福祉施設と併設の短期入所生活介護について、加算算定の可否はそれぞれ行うこととなりますので、勤務形態一覧表は状況が分かるように記載願います。 【H21.3H21.4改定関係Q&A (vol.1) 78参照】
		夜勤職員配置加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ共通】 ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 夜勤職員配置加算に係る確認表 (参考計算様式⑥) 【加算Ⅲ、Ⅳ】 ○ 夜勤時間帯を通じて配置される看護職員または喀痰吸引が実施可能な介護職員の資格証等 (喀痰吸引にかかる登録証等及び喀痰吸引可能な事業者であることを証する書類)	
		テクノロジーの導入 (夜間職員配置加算関係)	○ (別紙27) テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書 ○ 平面図 (見守り機器の配置を明示)、写真 (見守り機器の配置が確認できるもの)	テクノロジーの導入により緩和された基準で夜勤職員配置加算の算定しようとする場合に提出する。
		準ユニットケア体制	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※記載上の留意点 ①日中、準ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ②夜間・深夜、2準ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員の配置があること。 ③ユニットごとにユニットリーダーを表示していること。 ○ 平面図及び写真	
		生活機能向上連携加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)	(特定施設入居者生活介護に同じ)
		個別機能訓練加算	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 機能訓練指導員の資格証の写し	
		ADL維持等加算 (申出)の有無	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)
		若年認知症入所者受入加算	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 医師免許証の写し	
		常勤専従医師配置	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 医師免許証の写し	
		精神科医師定期的療養指導	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 医師免許証の写し	
障害者生活支援体制	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 障害者生活支援員が必要とされる資格等を有することを証する書類の写し			
栄養マネジメント強化体制	○ (別紙38) 栄養マネジメント体制に関する届出書 ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 管理栄養士の免許証の写し			
療養食加算	(短期入所生活介護に同じ)			
配置医師緊急時対応加算	○ (別紙39) 配置医師緊急時対応加算に係る届出書 ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 医師の資格証の写し ○ 入所者に対する注意事項等の情報共有や曜日ごとの連絡方法等について、取り決めがなされていることが確認できる書類 ○ 24時間対応可能な体制が確認できる書類			
看取り介護体制	○ (別紙34) 看取り介護体制に係る届出書 ○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ オンコール体制に関する取り決め (指針やマニュアル等) の写し ○ 看取りに関する指針の写し ○ 多職種による協議の上、看取りに関する指針の見直しを行う体制を整備している事が確認できる書類 ○ 看取りに関する職員研修の体制 ○ 平面図 (個室又は静養室を確認できるもの) ○ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組が確認できる資料	※加算Ⅱを取得する場合は配置医師緊急時対応加算の届出をすることが必要		
在宅・入所相互利用体制	(介護福祉施設サービスに同じ)	(介護福祉施設サービスに同じ)		
小規模拠点集合体制	○ 同一敷地内に複数の居住単位を設けていることが確認できる資料			
認知症専門ケア加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)		
認知症チームケア推進加算	(介護福祉施設サービスに同じ)	(介護福祉施設サービスに同じ)		
環境マネジメント加算				
排せつ支援加算				
自立支援促進加算				
科学的介護推進体制加算				
安全対策体制	○ 外部研修を受けたことので分かる書類。 ○ 安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていることので分かる書類。			
高齢者施設等感染対策向上加算	(特定施設入居者生活介護に同じ)			
生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)	(短期入所生活介護に同じ)		
サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14-4) サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料 (参考計算様式⑦) ※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (参考様式1) ※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合	・※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料がなくても構いません。 ※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月除く)の平均を用いる。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いること。 ・併設する短期入所生活介護がある場合は、勤務形態等に基づき按分するなどの方法により算出してください。		
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)		

複合型サービス (看護小規模多機能居宅介護)	加算等	職員の欠員による減算の状況	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
		高齢者虐待防止措置実施の有無	—		
		業務継続計画策定の有無	—		
		訪問看護体制加算	○ (別紙49) 看護体制及びサテライト体制に係る届出書 (看護小規模多機能型居宅介護事業所) ○ 算定日が属する月の前三月間における利用者の状況が確認できる書類		
		サテライト体制	○ (別紙49) 看護体制及びサテライト体制に係る届出書 (看護小規模多機能型居宅介護事業所)		
		特別地域加算			
		中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)	
		認知症加算	(小規模多機能型居宅介護に同じ)		
		若年性認知症利用者受入加算	(通所介護に同じ)	(通所介護に同じ)	
		栄養アセスメント・栄養改善体制	○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 管理栄養士の免許証の写し		
		口腔機能向上加算	(通所介護に同じ)		
		緊急時対応加算	○ (別紙16) 緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ○ 看護師等以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアル (※看護師等以外の職員が電話連絡の対応を行う場合のみ) ○ 看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が確認できる書類	※届出を受理した日から算定可能。	
		特別管理体制	○ (別紙16) 緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書 ○ 24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類 (オンコール体制を規定した書類等及び重要事項説明書等)		
		専門管理加算	○ (別紙17) 専門管理加算に係る届出書 ○ 専門の研修を修了したことが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)		
		ターミナルケア体制	(訪問看護に同じ)	(訪問看護に同じ)	
		遠隔死亡診断補助加算	○ (別紙18) 遠隔死亡診断補助加算に係る届出書 ○ 研修を修了したことが確認できる書類 (当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)		
		看護体制強化加算	○ (別紙49) 看護体制及びサテライト体制に係る届出書 (看護小規模多機能型居宅介護事業所) ○ 算定日が属する月の前三月間における利用者の状況が確認できる書類		
		訪問体制強化加算	○ (別紙45) 訪問体制強化加算に係る届出書○ (参考様式1) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
		総合マネジメント体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ共通】 ○ (別紙42) 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書 ○ 日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していることが確認できる資料 【加算Ⅰ】 ○ 日常的に利用者や関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していることが確認できる書類 ○ 多様な主体が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画の写し(サンプルとして数件を提出) ○ 下記①～④のいずれか1つ以上実施していることが確認できる資料 ① 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること ② 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること ③ 地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること ④ 市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること		
		障害マネジメント加算		(介護福祉施設サービスに同じ)	
排せつ支援加算	(介護福祉施設サービスに同じ)				
科学的介護推進体制加算					
生産性向上推進体制加算					
サービス提供体制強化加算	【加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ共通】 ○ (別紙14-5) サービス提供体制強化加算に関する届出書 ○ サービス提供体制強化加算計算に関する資料(参考計算様式⑦) ※1 ○ 職員の割合算出に必要な月数分の従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1) ※2 ○ 介護福祉士の資格証の写し ※該当する場合 ○ 勤続10年以上の分かる書類 ※該当する場合 ○ 勤続7年以上の分かる書類 ※該当する場合	※1及び※2については、同様の内容が記載されている資料を事業所で作成している場合は、その資料でかまいません。 ※職員数の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月除く)の平均を用いる。 ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いること			
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)	(訪問介護に同じ)			
サービス	加算等	届出項目	添付書類	留意事項	
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)	加算等	職員の欠員による減算の状況	(看護小規模多機能型居宅介護に同じ)		(看護小規模多機能型居宅介護に同じ)
		高齢者虐待防止措置実施の有無			
		業務継続計画策定の有無			
		中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)	(訪問介護に同じ)		(訪問介護に同じ)
		生産性向上推進体制加算	(短期入所生活介護に同じ)		(短期入所生活介護に同じ)
		サービス提供体制強化加算	(看護小規模多機能型居宅介護に同じ)		(看護小規模多機能型居宅介護に同じ)
介護職員等処遇改善加算	(訪問介護に同じ)			(訪問介護に同じ)	